

論点資料

考えられる主な論点

I 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について

- ・ より簡便で迅速な記録の確認訂正手続きのあり方
- ・ 国民の立場に立った調査審議のあり方
- ・ 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続きのあり方

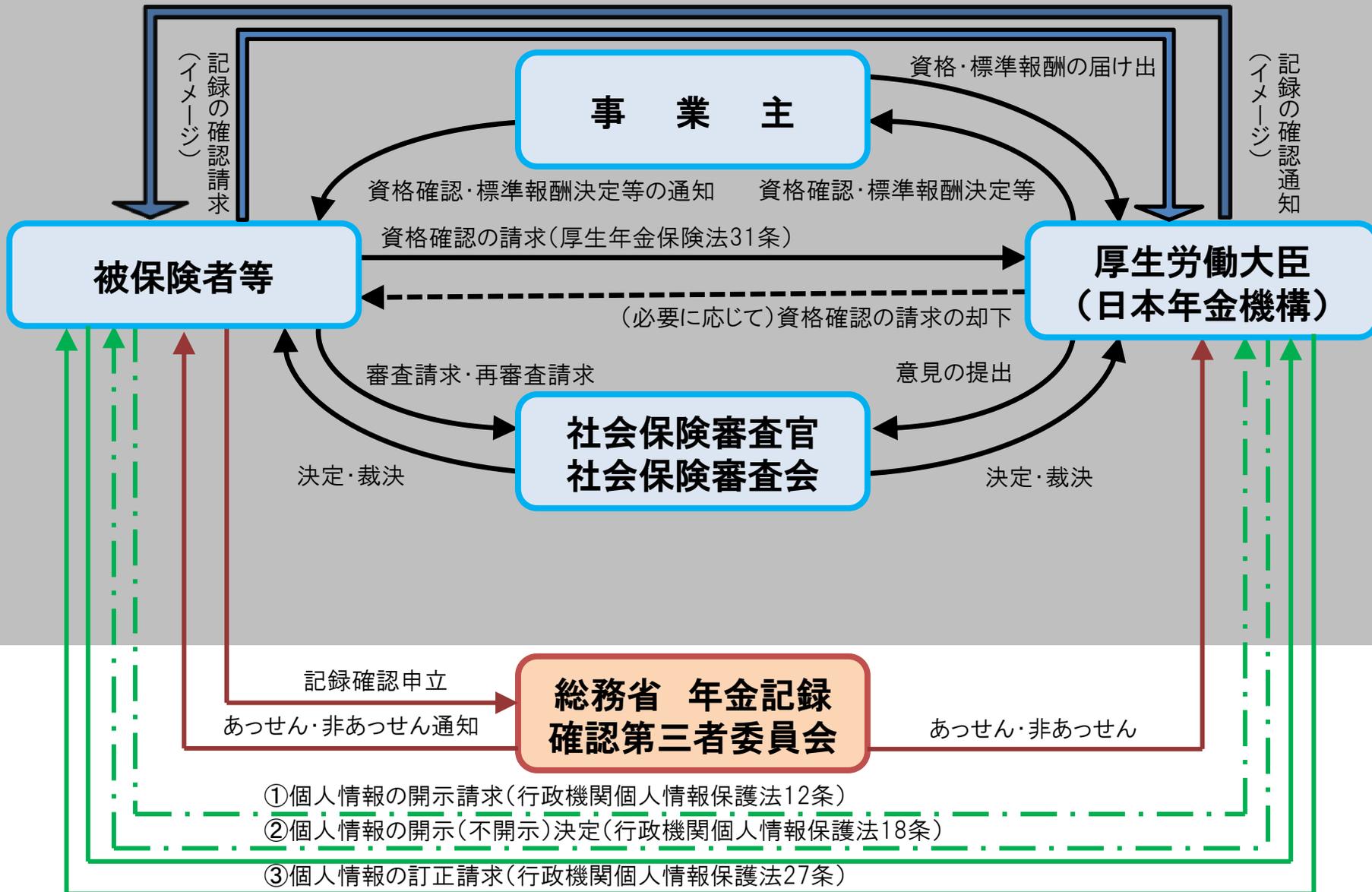
II 年金個人情報の適正な管理のあり方について

(保護・提供(開示)を中心に)

- ・ 年金個人情報の正確性の向上に資する取組みの検討
- ・ 本人自身による年金個人情報の確認の推進
- ・ 年金個人情報の厳格な保護と利用提供範囲の検討

年金個人情報に関する確認訂正手続き(厚生年金事案の例)

〔政府管掌年金事業〕

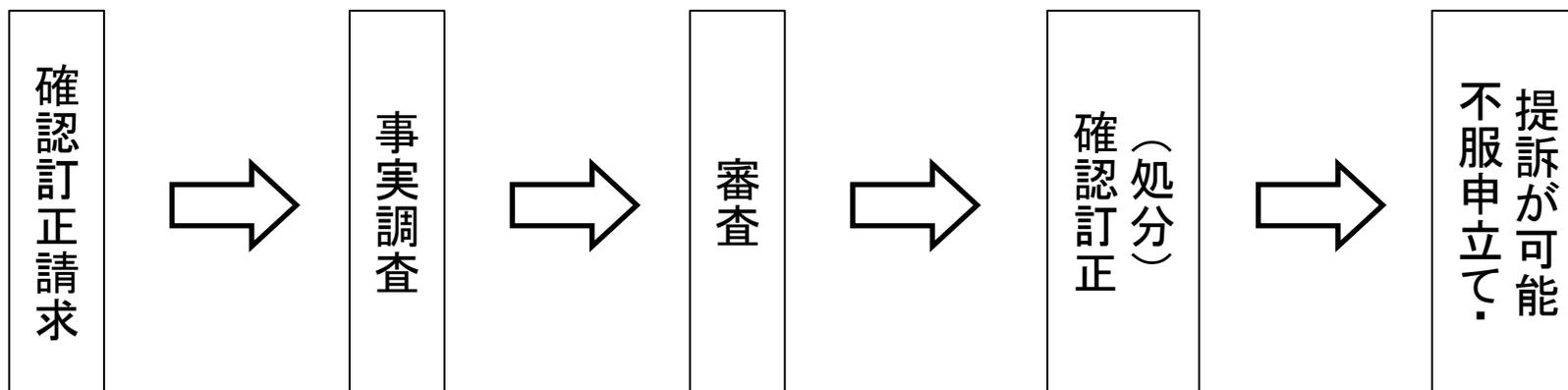


I 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について

◎ 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について、以下の点を踏まえた制度設計が必要か。

1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き
2. 国民の立場に立った調査審議
3. 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続き

<確認訂正手続きのイメージ>



1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き

(1) 被保険者が行う確認訂正手続きについて

年金制度において、より簡便で迅速な記録の確認訂正手続きの法的位置づけについて、どう考えるか。

【現状等】

- ・ 現在、記録の確認訂正手続きとしては、被保険者等が行政機関個人情報保護法制に基づき訂正請求することや、総務省年金記録確認第三者委員会へ申し立てる仕組みがある。これらは、いずれも記録の訂正を求めるものである。
 - ・ 厚生年金保険については、被保険者等が厚生労働大臣に対して、被保険者資格の取得又は喪失の確認を直接求めること(行政処分をすることを求めるもの)ができる。
- より簡便で迅速な手続きとするには、被保険者等が厚生労働大臣に対して、年金個人情報の確認訂正を「直接」請求することが考えられるが、どうか。
- 確認訂正手続きについては、行政機関個人情報保護法制も参考にして、厚生労働大臣に対して、年金個人情報の「記録の正確性の確認(点検・調査)」を求める請求とするか。あるいは、記録訂正の根拠となる行政処分を求める請求とするか。
- ※ 次頁1.(2)の論点と併せて検討。

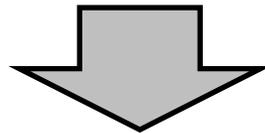
1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き

(2) 国民年金の確認訂正手続きについて

年金記録の中で、国民年金被保険者資格の得喪や国民年金保険料の納付状況の確認などの処分を伴わず(厚生労働大臣が権限行使していないもの)、「事実」として記録されているものの確認訂正手続きについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 国民年金の被保険者資格は、要件に該当すれば当然に取得するものであり、厚生年金のように厚生労働大臣の確認といった処分(厚生労働大臣の権限行使)を要しない。
 - ・ 保険料についても、法により、被保険者又は世帯主等の連帯納付義務者に納付義務が課されているのであり、厚生労働大臣が個々に賦課徴収しているとは解されないものである。
- 年金個人情報の確認訂正手続きについては、被保険者資格の確認や標準報酬の決定等の処分(厚生労働大臣が権限行使した行為)のみを対象とするものではなく、国年被保険者資格の得喪や国年保険料の納付状況の確認など、「事実」として記録されているものも含めて、その対象とするか。
- (これらは将来の給付額の決定等に必要不可欠なものであり、適正な記録管理が必要との考えあり。)



前回(第三回)いただいた議論

- ◆ 事業主の届出漏れ・誤りが起きている現状を踏まえれば、被保険者等が厚生労働大臣に対して「直接」確認を求める請求とすることが妥当ではないか。
- ◆ 記録訂正の根拠となる行政処分を請求することとする場合、厚生年金については、現行の資格の得喪の確認請求に類する手続きを行政処分ごとに設けることとならないか。また、国民年金については、被保険者資格の得喪や保険料の納付状況の確認等において処分を伴わないため、制度の仕組みや考え方自体を変えることが必要とならないか。
- ◆ むしろ、請求者の利便性を考慮すれば、記録の正確性の確認を求める請求とするのが簡便ではないか。記録の正確性を確認した結果、これを受けて行政機関自ら過去に行った行政処分について変更等を行い、記録を訂正する旨規定することは、法的に可能ではないか。

1. より簡便で迅速な記録の確認訂正手続き

(3) 確認訂正手続きの対象範囲について

年金個人情報の確認訂正手続きにより確認訂正を認める「範囲」(確認訂正の対象とする事項の範囲)について、どのように考えるか。

【現状等】

- 年金個人情報には、「資格の取得及び喪失年月日」、「標準報酬」など、給付額の決定等に反映される事項のほかに、「被保険者氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「基礎年金番号」等の本人の属性を確認する事項も含まれる。

※ 年金個人情報は、日本年金機構法第38条第1項において、「厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報」とされている。

- 年金個人情報の確認訂正手続きの対象とする事項の範囲については、確認訂正手続きが年金個人情報の正確性を確保し、適正な給付額の決定を受けるために有用な仕組みとして設けるのであれば、給付額の決定等に反映される事項を対象とすることが考えられるが、どうか。(特に、これらの事項は、事実関係の確認が容易でないもの。)

※ 「被保険者の氏名」等の本人の属性を確認する事項に関しては、変更届出等の手続きが存在。

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)	その他の保有個人情報 (実行上)
法律事項	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号	○共済組合員情報 ・基礎年金番号 ・氏名、生年月日、住所、性別 ・共済組合コード・資格情報 ・被扶養配偶者情報 ・年金受給情報記録
省令事項	⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日	⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項	○雇用保険情報ファイル ・雇用保険被保険者番号 ・基本手当支給記録 ○一号被保険者所得情報 (市町村から入手) 等

※ 上表中下線の事項が給付額の決定等に関する事項



前回(第三回)いただいた議論

- ◆ 年金個人情報の訂正範囲については、現行の総務省年金記録確認第三者委員会においても資格の得喪や種別の変更など、給付額の決定等に反映される事項を調査審議しており、当該事項を確認訂正手続きの対象とすることが妥当ではないか。

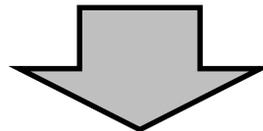
2. 国民の立場に立った調査審議

(1) 年金個人情報確認訂正に当たって必要な証拠収集を行う主体について

年金個人情報の確認訂正手続きにおいて、行政機関等が国民の立場に立った調査を行うこととするか。また、仮に、行政機関等が国民の立場に立った調査を行う場合、調査の対象範囲や法的位置づけをどのように考えるか。

【現状等】

- ・ 年金個人情報は、超長期的に管理されるものであり、例えば数十年前の記録に関して、本人が誤りを申し立てるだけの証拠を揃えることは困難である一方、その正確性を確保することは、老後の生活設計や財産権に影響する重要な課題である。
 - ・ 行政機関個人情報保護法に基づく年金個人情報の訂正請求や、被保険者資格の取得及び喪失の確認請求においては、本人に一定の証拠を用意していただくことが必要。
 - ・ 総務省年金記録確認第三者委員会における記録確認の仕組みでは、申立人の申立て内容を斟酌した上で、個別事案に応じ、配偶者、親族、知人、事業主、同僚、自治会の役員等の関係者又は市町村、法務局、厚生年金基金等の関係機関に対し網羅的調査が行われている(なお、関係行政機関の長又は日本年金機構に対する場合を除き、調査についての法令上の根拠はない)。
- 年金個人情報の確認訂正手続きにおいては、行政機関等が国民の立場に立って、一定程度証拠を収集する仕組みとすることとするか。この場合、具体的な調査の対象範囲は、総務省年金記録確認第三者委員会における調査範囲を参考とするか。
- 現在、総務省年金記録確認第三者委員会が行っている調査については、一部の場を除き法令上の根拠がなく、かつ、相手側の協力の範囲内で行われているが、年金個人情報の確認訂正手続きにおける調査については、国民の権利保護のために行うことを踏まえ、法的権限を付与することとするか。



前回(第三回)いただいた議論

- ◆ 第三者委員会での経験も踏まえ、年金個人情報の確認手続きについては、本人の証拠に加え、行政機関側が調査することを明確にすることが重要ではないか。
- ◆ 行政機関等が国民の立場に立った調査を行う場合、現行の総務省年金記録確認第三者委員会の調査範囲が参考となるが、一部の場合を除き、当該委員会の調査は相手方の任意に基づいて行われているものであるため、法律上、調査対象機関に情報を求める根拠規定を設けることが必要ではないか。
- ◆ 調査に係る規定を法的に設ける場合、調査・情報収集の対象となる関係機関への義務を課する程度・範囲については、対象となる関係機関に応じて慎重に考える必要があるのではないか。

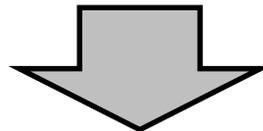
2. 国民の立場に立った調査審議

(2) 年金個人情報確認訂正の調査審議に必要な判断基準について

年金個人情報の確認訂正手続きを年金制度における恒常的な仕組みとして創設する場合、調査審議に必要な「判断基準」について、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 総務省年金記録確認第三者委員会における記録確認の仕組みでは、申立ての内容が社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準(疎明レベル)に調査審議が行われている。
また、当該委員会は年金記録問題の発生を受けて臨時に設置された組織であるとともに、最近の申立ての多くは、被保険者の周辺(事業主等)から証拠を収集することが比較的容易である厚生年金事案が中心となっている。
 - ・ 平成21年度からこれまで5回にわたり「ねんきん定期便」を全被保険者に送付し、「ねんきんネット」を整備して年金記録をいつでも確認できるようにしている。
- 行政機関等が国民の立場に立って、一定程度証拠を収集する仕組みを設けると仮定した場合、丁寧な調査の結果、それでもなお証拠の見つからない申立事案についてどのように判断するか。



前回(第三回)いただいた議論

◆ 2(1)の論点を踏まえ、仮に年金個人情報の確認訂正手続きにおいて行政機関等が国民の立場に立った調査を行うことを法的に位置付けるのであれば、疎明レベルとされるケースは限りなく少なくなるのではないか。

※ 「明らかに不合理ではなく一応確からしい」基準で判断するかどうかの検討に当たっては、むしろ国民の立場に立った調査を実施することが重要との意見があった。

2. 国民の立場に立った調査審議

(3) 年金個人情報確認訂正に必要な調査審議のあり方について

国民の立場に立った公正な判断を担保するために、民間有識者(第三者)の会議による審議を経て判断する仕組みについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 現在の記録確認申立については、法令解釈というよりも「事実関係」の確認・整理が中心であることを踏まえ、弁護士、社会保険労務士、税理士など、利害関係のない民間の有識者から構成される年金記録確認第三者委員会における国民の立場に立った公正な調査審議を経て、総務大臣による記録訂正のあっせんが行われている。
- ・ 厚生労働省では、未だ解明されていない約2200万件の年金記録の解明に取り組んでいるところであり、国民の信用を回復すべく努めているところである。

○ 年金個人情報の確認訂正手続きにおいて、民間有識者(第三者)の会議による審議を経て判断する仕組みとするか。



前回(第三回)いただいた議論

- ◆ 公的な決定に際して、通常、民間有識者(第三者)が関与するものについては、専門的な知識が必要な場合や、利害関係者の意見を考慮する場合などが想定されるが、これまでの年金記録問題の経緯を踏まえ、公平性・公正性を高める仕組みとすることにより公的年金制度の信頼の確保につながることに鑑みれば、民間有識者(第三者)が関与する手続きとした方がよいのではないか。

3. 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続き

(1) 確認訂正に処分性を持たせることについて

年金個人情報確認訂正手続きに関する不服について、行政不服申立制度及び行政事件訴訟制度で争うために、行政庁の確認訂正の結果に処分性(行政庁の処分その他公権力の行使に該当すること)を認めることについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 行政不服申立制度は、行政不服審査法において、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為を対象としており(同法第1条第2項)、また、行政事件訴訟制度は、行政事件訴訟法において、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟である抗告訴訟(同法第3条)を原則的な形態としていると解され、いずれも行政庁の処分等を争訟の対象としている。
- ・ 厚生年金保険については、被保険者資格の取得及び喪失の確認と標準報酬の決定・改定は「処分」と位置づけられており、不服申立制度等の対象となる。
- ・ 国民年金については、第1号被保険者資格の得喪の確認や保険料納付は処分とは位置づけられておらず、不服申立制度等の対象外。

○ 年金個人情報の確認訂正手続きについて、請求の認容又は棄却あるいは確認訂正の結果など行政庁の回答に処分性を認め、不服申立て等が可能となるようにするか。

※ 現在の規定では、厚生労働大臣が原簿を備えて行う「記録」は、それ自身が将来の受給権の存否や給付額を決定するものではなく、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえないので、処分その他公権力の行使に当たる行為には当たらないとされている。

3. 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続き

(2) 確認訂正の不服申立てについて

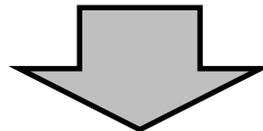
年金個人情報の確認訂正手続きに関する処分の不服申立てについて、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分又は保険料等に関する処分に不服があるときは、社会保険審査官又は社会保険審査会に審査請求又は再審査請求をすることができる。
- ・ 社会保険審査官又は社会保険審査会に審査請求等ができるものについては、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ処分の取り消しの訴えを提起することはできない。

○ 第三者による国民の立場に立った審議を経て確認訂正を決定すると仮定した場合、不服申立て先を社会保険審査官又は社会保険審査会とするか。あるいは、中立的な第三者による審議を経ていることや、簡便で迅速な手続きとする観点から、直接、厚生労働大臣に不服申立てを行うこととするか。

※ 確認訂正手続きに関する不服は、その処分の基礎となった行政庁の事実認定が正しくないというものであり、行政庁の「処分の適法性」を中心に審査してきた社会保険審査官又は社会保険審査会の審査請求事件とは性質がやや異なる面もある。



- ◆ 2. (3)の論点を踏まえ、仮に決定に当たり民間有識者(第三者)が関与する仕組みとするのであれば、迅速な確認訂正手続きを確保する観点から、社会保険審査官・社会保険審査会制度の対象としない考え方もあるが、どうするか。
また、同じ民間有識者(第三者)で構成される審議機関が再度不服申立てを受けるという考えもあるが、決定に関わった審議機関が不服申立てを受けるとは、妥当ではないのではないか。不服申立ては、厚生労働大臣に対して行うこととするとも考えられるのではないかと。
- ◆ 民間有識者(第三者)の審議を経た厚生労働大臣の回答(処分)を争う場合、不服申立てとするか訴訟提起とするかは、本人の選択とすべきではないか。
- ◆ 厚生労働大臣の回答(処分)に処分性を持たせない場合であっても訴訟への移行が可能との考え方もあるが、行政機関個人情報保護法において処分としての訂正決定等が規定されているところ、それに類似するものとして、処分性を持たせる仕組みとする方が分かり易いのではないかと。

Ⅱ 年金個人情報 の 適正な管理のあり方について

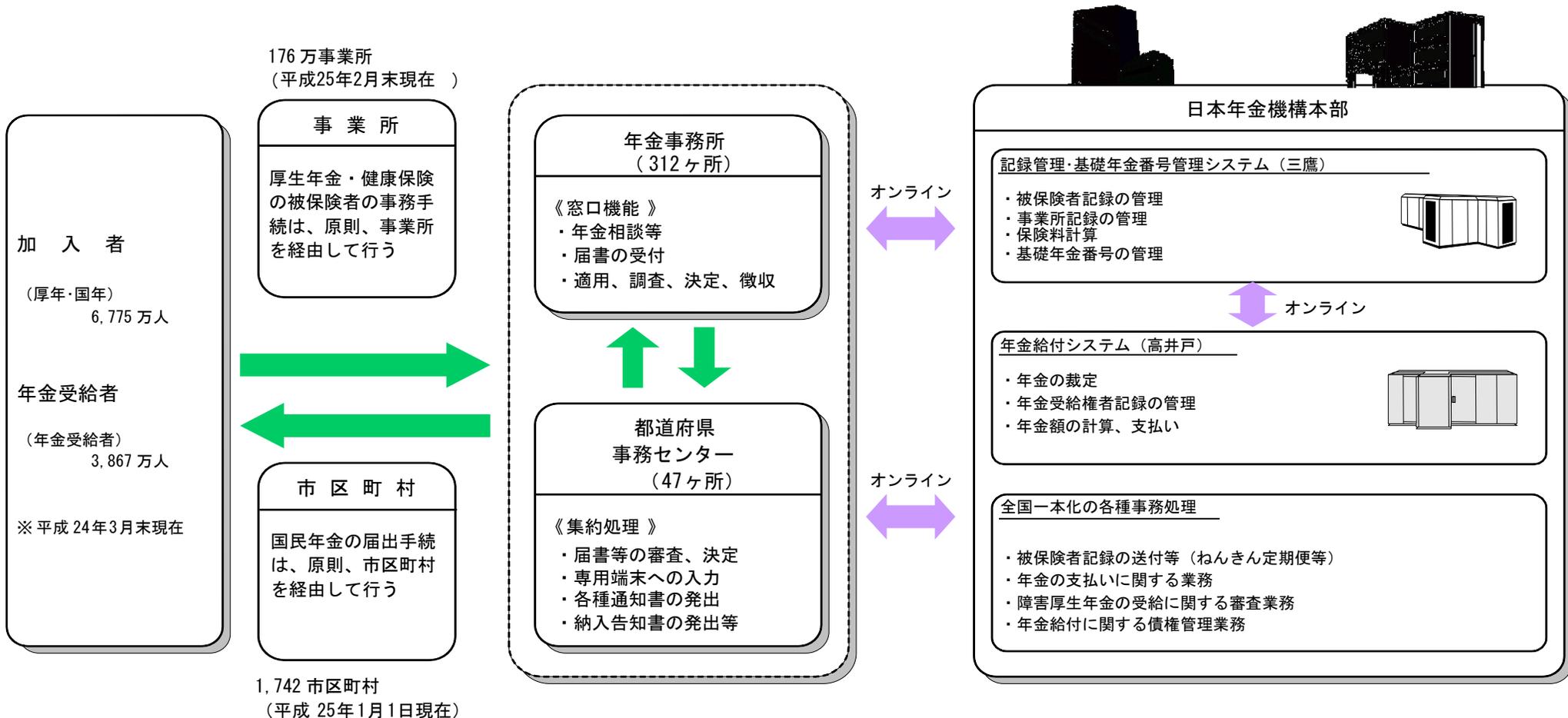
◎ 年金個人情報の適正な管理のあり方について、保護・提供（開示）を中心に、以下のポイントの検討が必要か。

1. 年金個人情報の正確性の向上に資する取組み
2. 本人自身による年金個人情報の確認の推進
3. 年金個人情報の厳格な保護と利用提供範囲

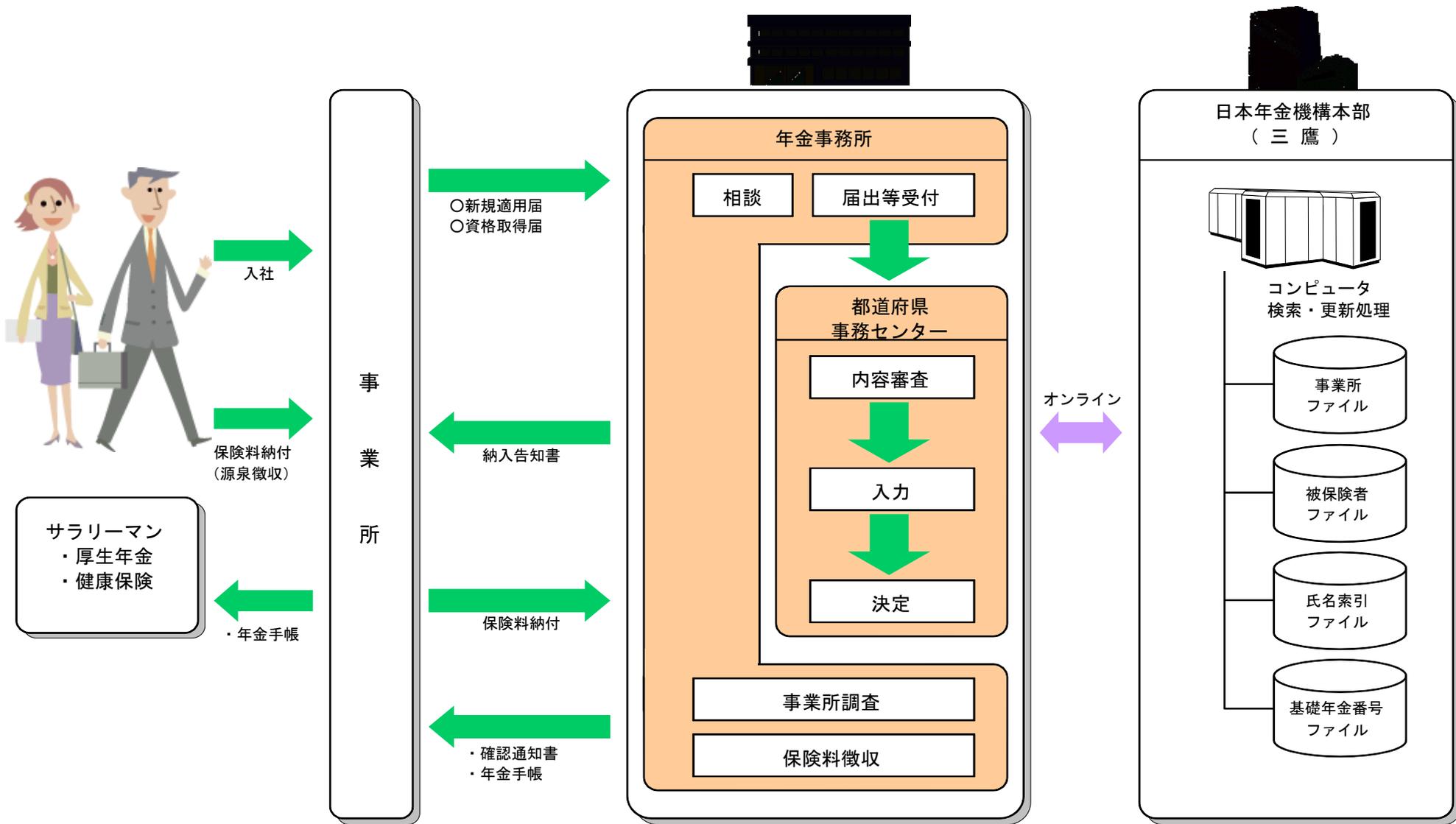
社会保険業務の運用（事務処理の流れ）

社会保険業務の実施体制の概要

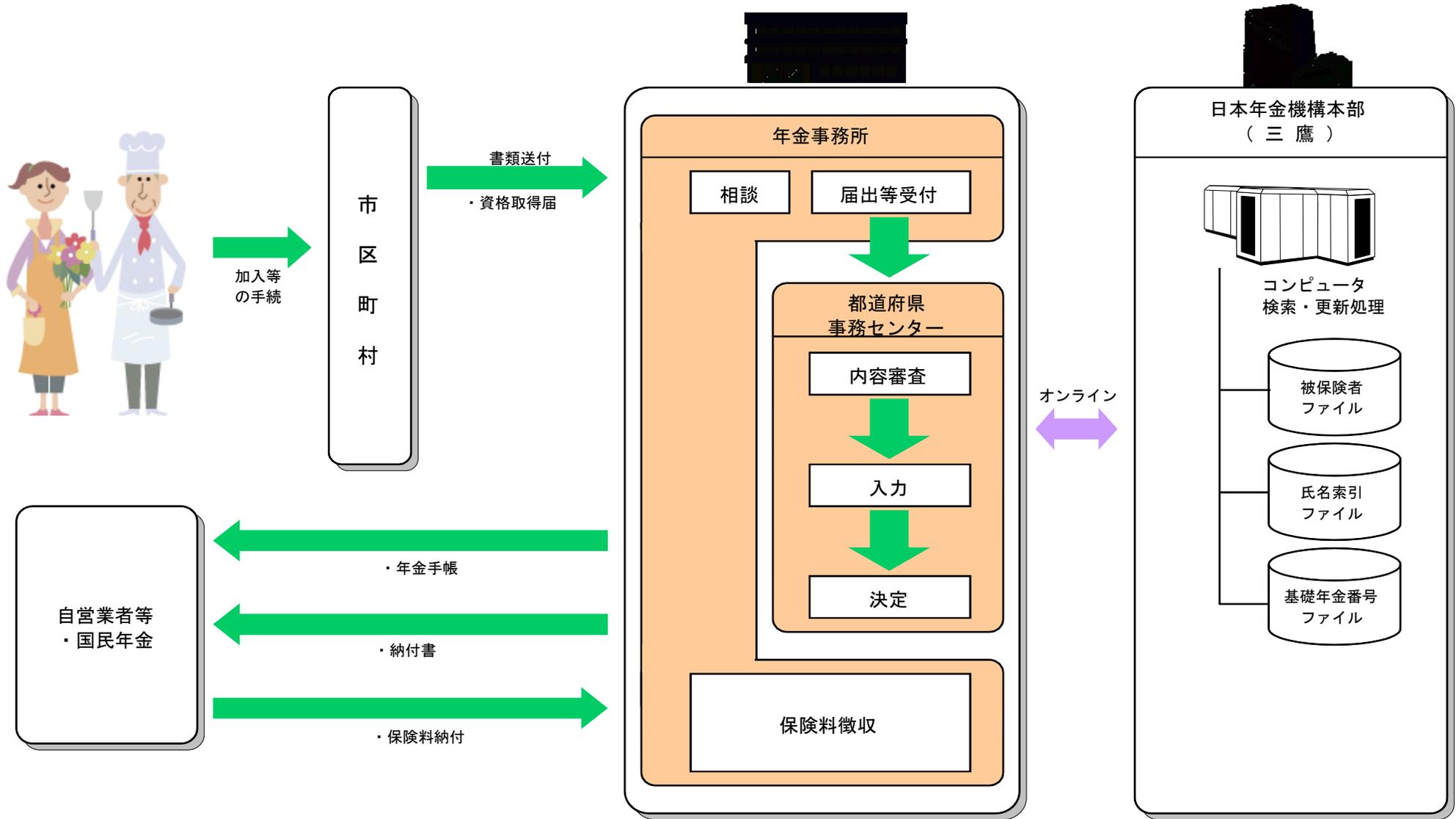
年金事務所及び都道府県事務センターと日本年金機構本部をオンラインシステムで結び、それぞれの拠点は、その役割に応じた事務処理（一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理）を実施



厚生年金保険・健康保険の適用・徴収業務の流れ



国民年金の適用・徴収業務の流れ



「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」について

	ねんきん定期便	ねんきんネット		
開始時期	平成21年4月～	平成23年2月～		
概要	年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を向上させるため、被保険者の方に、毎年、誕生日に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。	被保険者・受給者の方が、いつでも、どこでも、最新の年金記録を確認できるよう、保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。		
手段	郵送	インターネット(パソコン)		
頻度	毎年1回(被保険者の誕生日)	24時間(いつでも閲覧可)		
対象者	被保険者(受給中の被保険者を含む)	被保険者(受給中の被保険者を含む)・受給者		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 毎月の保険料の納付額(国民年金は納付状況) ⑤ 保険料の納付額(総額) ⑥ 年金見込額(受給中の被保険者を除く) 	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> 【被保険者】 <ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> 【受給者】 <ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～) </td> </tr> </table>	【被保険者】 <ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 	【受給者】 <ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～)
【被保険者】 <ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 	【受給者】 <ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～) 			
予算	約75億円(24年度)	約22億円(24年度)		
実績	24年度:6,578万件 22年度:6,610万件 23年度:6,525万件 21年度:6,673万件	ID発行件数:約166万件(25年3月末現在)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節目の年齢(35歳、45歳、59歳)の方への定期便は、全期間の情報を封書で送付し、その他の年齢の方への定期便は、直近の1年間の情報をハガキで送付。 ・ 平成25年度は、59歳の方には直近の1年間の情報をハガキで送付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットが利用できない方のために、コールセンターや市区町村(612)、郵便局(203局)で年金記録の提供サービスを実施(25年4月現在)。 ・ 電子版の「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの受給者通知の確認が可能。 ・ 持ち主不明記録検索にも対応。 		

「ねんきんネット」のポイント

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の電子版を確認可能

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

クリックすると
詳細を表示します。

※ 「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

【参考】

ユーザーID 発行件数の推移	23.3 時点	24.3 時点	25.3 時点
	47,546	785,153	1,658,558

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

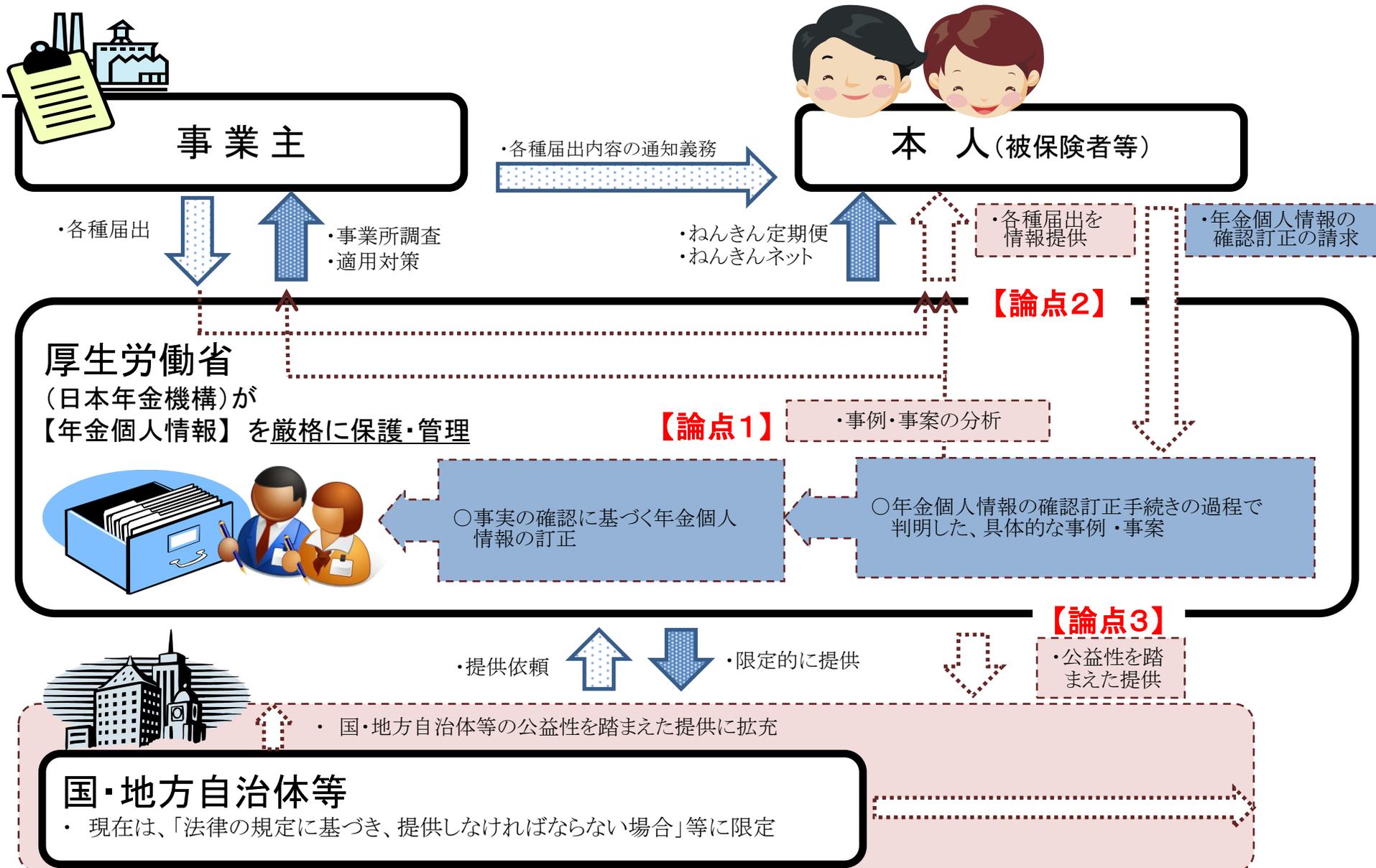
前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	xxx,xxx円
標準賞与額	---

年金個人情報を適正に管理するための新たな取組み(案) (厚生年金の場合)

- 実線矢印は、現行行われている取組み等。
- 点線内は、今後の取組み案を記載。



年金個人情報の適正な管理のあり方について

(保護・提供(開示)を中心に)

〔相互の眼でチェックすることにより正確性を向上〕

論点1.

年金個人情報の正確性の向上に資する取組

- ◆ 年金個人情報の確認訂正手続きの過程で取得した具体的事案や事例等を分析し、今後の事業所調査や適用対策に活用することで、届出誤りや、届出もれを未然に防ぐ取組みが必要ではないか。

論点2.

本人自身による年金個人情報の確認の推進

- ◆ 事業主から被保険者への通知の義務があるが、これに加え、事業主が各種届出書を年金事務所に届けた内容、又は届けた旨をご本人に情報提供する取組みの検討も必要ではないか。
- ◆ 年金個人情報の確認訂正手続きの過程で取得した具体的事案や事例等を分析し、被保険者への周知・広報などに活用することが必要ではないか。
- ◆ 社会保障・税番号制度に係るインフラ整備が今後なされることを踏まえ、これを活用した年金個人情報の情報提供・確認の推進についても検討が必要ではないか。

年金個人情報 の 適正な管理のあり方について

論点3. 個人情報の厳格な保護と利用提供範囲の検討

年金個人情報の目的外の利用・提供について、どのように考えるか。

【現状等】

- ・ 年金個人情報は厳格に保護される必要性から、目的外(災害時等を含む)のために利用・提供することについては、厚生労働大臣及び日本年金機構の裁量の余地が少ない。
 - ・ 一方で、行政側が直面している現実的な課題として、
 - ✓ 認知症の高齢者等の対応への情報の活用、
 - ✓ 災害等の緊急時(本人の同意を得ることが現実的に不可能な場合)における情報の有効的な活用、
 - ✓ 民事訴訟法第186条に基づく裁判所の調査囑託に対する情報の提供、などの要請がある。
- 年金個人情報の目的外に利用・提供できる範囲について、事案の緊急性や公益性を踏まえ、再検討する必要はないか。
- その際、情報提供により本人に不利益が生じるおそれがある場合、情報提供の可否は、情報提供により得られる公益と本人の不利益の比較衡量により判断することとなるか。

(参考)年金個人情報 目的外の利用・提供を求める規定例

老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

(調査の囑託及び報告の請求)

第三十六条 市町村は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

※施行日:平成25年6月21日

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 (略)

2 ~ 3 (略)

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)

(調査の囑託)

第百八十六条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に囑託することができる。

日本年金機構法における年金個人情報規定について① (一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

1. 個人情報の範囲

⇒ 死亡した者の情報も生存者と同様に扱う

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
<p>第2条 (略)</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(～略～)をいう。</u></p> <p>第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>	<p>1 厚生労働省及び機構は、<u>年金個人情報(厚生年金保険法第28条に規定する原簿及び国民年金法第14条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。)</u>を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>

2. 利用目的外の利用・提供の制限

⇒ 法律に基づき利用・提供しなければならない場合に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
<p>第8条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p>	<p>4 厚生労働大臣(～略～)及び機構は、<u>法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、</u>利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>

日本年金機構法における年金個人情報規定について②

(一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

3. 目的外での利用・提供が可能な範囲の限定

⇒ 判断の余地が生じないよう、より具体的に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
<p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が<u>法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度</u>で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、<u>法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度</u>で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき</u>。</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、<u>次の各号のいずれかに該当するときに限り</u>、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(～略～)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 厚生労働大臣及び機構が<u>次に掲げる事務の遂行に必要な限度</u>で年金個人情報を内部で利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>イ～ニ … ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務等を規定。</p> <p>三 <u>次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度</u>で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>イ～ト … ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの等を規定。</p> <p>四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。</p>